

「視能訓練士賠償責任保険」 (全員加入部分) 補償内容詳細

1. 保険の内容

被保険者（補償を受けることができる方）または被保険者の業務の補助者が視能訓練業務（※1）の遂行によって他人の生命・身体を害したため（※2）に被保険者が法律上の損害賠償責任によって被る損害について補償する保険です。

（※1）視能訓練業務の範囲について

視能訓練士の資格者が日本国内で行う以下の業務を対象とします。

1. 視能訓練士法第2条に規定する業務
2. 視能訓練士法第17条第1項に規定する業務
3. 視能訓練士法第17条第2項に規定する業務

（※2）保険期間中に発見された身体障害事故に限ります。

2. 支払限度額

対人事故	1事故 100万円・保険期間中 300万円（免責金額なし）
------	-------------------------------

3. お支払いする保険金の種類（次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。）

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※被害者への支出前に引受保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用等
③緊急措置費用	損害防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、事故時の応急手当等の緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
④協力費用	引受保険会社の要求に伴う協力費用
⑤損害防止軽減費用	求償権の保全・行使、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要または有益な費用

※①損害賠償金、②争訟費用および⑤損害防止軽減費用の一部は支出前に引受保険会社の同意が必要となります。

<ご注意>

◆ 保険金のお支払い方法について

- ・ 上記①は、ご加入された補償限度額（支払限度額）の範囲内でお支払いします。
- ・ 上記②～⑤は、原則としてその実額をお支払いします。ただし、②は法律上の損害賠償金の額が補償限度額（支払限度額）を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金をお支払いします。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

4. 保険金をお支払いできない主な場合

1. 保険契約者、被保険者の故意
2. 視能訓練業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
3. 法令で定める所定の資格を有しない視能訓練士が行った視能訓練業務
4. 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
5. 地震、噴火、洪水、津波または高潮
6. 美容を唯一の目的とする視能訓練業務に起因する損害
7. 視能訓練業務を行う施設（施設には視能訓練業務遂行のために直接使用する機械、器具は含みません。）、航空機、自動車、原動機付自転車、昇降機、施設外における船・車両・動物の所有・使用もしくは管理に起因する損害

など